

住宅用火災報知器などの

「点検商法」にご注意ください！

【相談事例】

「火災報知器の点検に来ました。」と言って二人組が自宅を訪問してきたので、必要な点検かと思い、点検してもらうことにした。台所や寝室などを見て回り、「電池が古くなっているので交換が必要だ。」と言われたため、その場で交換してもらい、代金13,500円を支払った。

しかし、よく考えると金額も高いし、おかしいと思う。解約しようと、領収書に書いてある電話番号に電話したが、電話番号は使われていなかった。また、契約書もなく、領収書には事業者の住所も書かれていない。(80歳代女性)

電話をかけたけどつながらなくてもうその電話番号だもん



これは、「点検」だといって、商品やサービスの販売の意図を隠して訪問し、家の中に入り込み、うまいことを言って高額な契約をさせる悪質な「点検商法」のひとつです。「点検商法」には、住宅用火災報知器のほか、消火器や浄水器、ケーブルテレビの有料チャンネルの契約([トラブルバイバイ♪ ニュースNo.150](#))などが見られます。

特定商取引法が定める「訪問販売」にあたる場合がほとんどで、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをして、支払ったお金の返金を求めることができます。

また、クーリング・オフの期間が過ぎていても、うその説明をされて契約した場合は、契約を取消することができる場合があります。

この事例では、契約書面すら受け取っておらず、クーリング・オフの期間が進行しませんので、いつでもクーリング・オフをすることができます。

しかしながら、領収書に書かれた電話番号に繋がらないし、住所も記載されていないので、クーリング・オフを通知できず、どうすることもできません。

「点検」だと言って訪ねてくる「点検商法」には十分な注意が必要です。

困ったときは、ひとりで悩まず、すぐに消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!)」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

